

令和7年度職員採用試験（第1回社会人経験者）
衛生（衛生一般） 専門記述試験

次の2つの課題のうち、いずれか1つの課題について答えなさい。

= 課 題 1 =

○ウエルシュ菌食中毒について

ウエルシュ菌食中毒は、厚生労働省食中毒統計によると、病因物質別発生状況において令和6年患者数が1,889人であり、事件数はそれほど多くないが、細菌性食中毒の中では患者数の最も多い食中毒である。

また、この食中毒の原因食品については、カレー、シチュー、パーティーや旅館での複合調理食品によるものが多く、特に食肉、魚介類及び野菜類を使用した煮物や大量調理食品で多くみられる。1事件当たりの患者数は、平均50人程度であり、病原大腸菌食中毒と並んで大規模化しやすい傾向がある。

近年は、事業者の衛生管理対策や食品の温度管理の徹底等により細菌性食中毒が全体的に激減する中、依然としてウエルシュ菌食中毒による大規模食中毒が発生している。ウエルシュ菌食中毒が大規模化する理由について、次の用語を全て用いてあなたの考えを述べなさい。

用語：芽胞、嫌気性、加熱調理後の温度管理、再加熱不十分、大量調理

また、ウエルシュ菌による食中毒を防ぐためには、調理段階において確実に対策を実施することが重要であると考えられる。その対策について、説明しなさい。

（次頁あり）

= 課 題 2 =

○食品ロス削減への対応について

平成 27 年（2015 年）9 月に、国際連合の「持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、誰一人取り残さない、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールが設定され、その中で、食品ロスの削減は、「目標 12 つくる責任 つかう責任」の中に位置付けられ、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとして設定され、国際的な関心が高まっています。

こうした中で、我が国においては、令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2 年（2020 年）3 月に食品ロス削減の基本的な方向に関する事項等を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

広島県においても、食品ロス削減を県民運動として関係者が一体となって進めていくこととし、別表のとおり、食品ロスの発生要因を分析するとともに、課題に対応した取組の方向性を整理し、令和 6 年（2024 年）3 月に「広島県食品ロス削減の取組方針」を策定しました。

この表を参考にしながら、あなたが着目する発生要因及び課題について、取組の方向性を踏まえ、広島県において具体的にどのような取組を行うのが有効であるか、あなたの考えを述べなさい。

回答に当たっては、次の内容を必ず含めてください。

- 1 着目した食品ロスの発生要因及び課題（別表にある内容以外も可）
- 2 取組の方向性を踏まえた、取組の対象者及び具体的な取組内容
- 3 取組実施に当たっての県の役割
- 4 対策によって期待される効果

別表 食品ロスの発生要因・課題及び取組の方向性

主な食品ロス		要因	課題	「広島県食品ロス削減の取組方針」で定めた取組の方向性
家庭系	手つかず食品の廃棄	消費期限・賞味期限切れ	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の食品に対する過剰な安全意識 ・食べ残し、廃棄に対する問題意識の不足 ・食品に対する知識不足 	消費者一人ひとりの理解を深め、行動変容を促す ① 普及啓発・学習の振興等 （食品ロスの発生抑制）
	食べ残し	作りすぎ		
事業系	【製造・卸売】納品期限が切れた商品	小売への納品期限が短い	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい納品期限（1/3ルール） ・飲食店における食品ロス削減対策の温度差 ・季節や天候に起因する需要予測のズレ 	事業者の取組を支援し、各主体と連携した全県的な取組に繋げる ②食品関連事業者等の取組に対する支援 （食品ロスの発生抑制）
	【小売】青果、惣菜・日配品、外観の悪い食品	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限が短くなったものは消費者が買わない ・悪天候で需要予測が外れると多くの売れ残りが発生 		
	【外食】消費者の食べ残し	<ul style="list-style-type: none"> ・料理の量を調整できない ・会話が主目的の宴会では食べきりを重視していない ・持ち帰れない 		
寄付	寄付できず廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付先が分からない ・トラブル発生時の責任リスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付先が十分に認知されていない ・寄付側の免責のルールが不明確 	食品としての有効活用を促す ③未利用食品を提供するための活動支援等